



議案第四十八号

三朝町温泉使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町温泉使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十四日

三朝町長 坂 出 雅 己

本案は、提案者からの申し出により既に本会議において撤回の議決を得て撤回された。尚あらたに議案を提出し、三朝町温泉使用条例の一部改正については、提案者は次頁に編入した。

昭和四十七年三月八日

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町温泉使用条例の一部を改正する条例

三朝町温泉使用条例（昭和三十八年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一条を加える。

（配湯区域）

第一条の二 温泉配湯区域は、次の区域とする。

三朝町大字砂原、三朝、山田、横手及び大瀬（ただし、字粟谷に限る。）

第四条中「並びに本町に施設を有する」を削り、「公共の浴場」の下に「及び共同の貯湯施設並びに」を加え、同条第五号を第六号に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 五世帯以上が共同貯湯槽を設け受湯して使用する者

第九条に次の一号を加える。

五 共同貯湯施設 一口 月額 一六〇〇〇円以内

附則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

議案第五十四号

三朝町温泉使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町温泉使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

写

昭和四十七年三月十八日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾七年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町温泉使用条例の一部を改正する条例

三朝町温泉使用条例（昭和三十八年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（配湯区域）

第一条の二 温泉配湯区域は次の区域とする。

三朝町大字砂原、三朝、山田、横手及び大瀬

第四条中「並びに本町に施設を有する」を削り、「公共の浴場」を「公共の温泉施設」とし、同条第一号を「公共の温泉浴場及び共同浴場」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず三朝高原共同貯湯施設については配湯することが出来る。

第九条に次の一号を加える。

五 三朝高原共同貯湯施設 一口 月額 一六〇〇〇円以内

附 則

この条例は、公布の日から施行する。